

世田谷区介護保険事業のケアマネジメント基本方針

1. 世田谷区のケアマネジメントに関するこれまでの取組み

世田谷区では、平成8年度にケアマネジメントシステムに関する報告書を作成して以降、ケアマネジャー向け研修やケアプラン点検など、ケアマネジメントの質の向上に取り組んできた。

平成30年度には、世田谷区介護保険事業のケアマネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、介護保険制度が目指す「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」の理念を実現するために適切なケアマネジメントを推進し、ケアマネジメントの質の向上を図ることを基本方針とする「世田谷区の介護保険制度におけるケアマネジメントの必要事項」を定めるとともに、基本方針の実現に向けた取組みを推進している。

2. 基本方針

介護保険制度が目指す「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」を実現し、第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指して、ケアマネジメントの質の向上と適切なケアマネジメントの推進を図る。

(1) 基本方針の考え方について

令和6年度から8年度を計画期間とする第9期計画では、計画目標の一つである「区民の健康寿命を延ばす」ために、「健康づくり」「介護予防」「重度化防止」に向け、「介護予防ケアマネジメントの質の向上」及び「適切なケアマネジメントの推進」取り組むこととしている。

計画目標Ⅰ 区民の健康寿命を延ばす

施策2 介護予防

(3) 取組み

③多様な手法による介護予防ケアマネジメントの質の向上

- ・介護予防ケアマネジメント研修については、福祉人材育成・研修センターと連携し、必要な知識と技術がより効果的に習得できる研修となるよう内容や進め方を見直すとともに、医療に関する専門知識を学ぶためのプログラムを研修に取り入れるなど、ケアマネジャー等の専門スキルの向上を図ります。
- ・あんしんすこやかセンターへの巡回によるケアプランの点検や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の派遣を通じてケアマネジメントの質のさらなる向上を図ります。

施策3 重度化防止

(3) 取組み

①適切なケアマネジメントの推進

介護や支援が必要な高齢者のニーズや心身の状態、生活環境等を十分に把握し、それを踏まえて必要なサービスが利用できるよう支援する仕組みであるケアマネジメントは、要介護・要支援者の自立支援・重度化防止においても重要な役割を担っています。

また、ケアマネジメントでは、利用者の「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」を常に意識し、支援することが求められます。

そのため、介護給付適正化の一環として行うケアプラン点検やあんしんすこやかセンターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上に資する研修等を通じて、適切なケアマネジメントを実践するための必要な専門知識、技術の習得を推進していきます。

一方、ケアマネジャーの法定研修は都が実施することから、都の動向等を注視し、区が実施する法定外研修に反映させるなど必要な連携を図っていきます。

また、他のケアマネジャーへの助言・指導、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携調整などのための知識・技術を習得した主任ケアマネジャーによる地区・地域における相互の連携や活動を支援します。あわせて、あんしんすこやかセンターや職能団体との協力、連携を通じ、地域の課題に即した研修会の開催に取り組むとともに、在宅医療・介護連携の取組みを進めていきます。

これらの取組みは、介護を必要とする高齢者の増加、複雑・複合的な課題や多様化するニーズ等への対応が求められる状況において、区民の健康寿命を延ばし、第9期計画の基本理念を実現する上で重要な位置付けにあるものとして、基本方針を定めている。

(2) 世田谷区の介護保険制度におけるケアマネジメントの必要事項

基本方針をより具体化するため、以下のとおりケアマネジメントの必要事項を定める。

- ①利用者の「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」を常に意識し、支援できる。
- ②利用者及びその家族等の意向を把握し、当該利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、その置かれている環境等に応じて必要な介護等を受けられるよう支援できる。
- ③ケアマネジメントのプロセスに沿って、アセスメント、ケアプランの作成及びモニタリングの考え方を十分に理解している。
- ④利用者へのアセスメントやモニタリングによるほか、介護サービス事業者等との連携により当該利用者の状況を十分に把握している。
- ⑤利用者及びその家族等のほか、医療職、介護職等の他の職種との協働・連携を図り、チームとして総合的に支援できる。
- ⑥研修、地域ケア会議、ネットワーク会議等への参加又は参画を通じて、事例検討及び課題の分析、地域課題の抽出、地域の社会資源に関する情報の集積に取り組むなど、自己研鑽に努めている。

- ⑦利用者の社会参加及び地域とのつながりを大切にし、当該利用者自身の役割、家族等による支援、地域の社会資源、介護サービス等を踏まえたケアプランを検討し、利用者及びその家族等へ提案できる。
- ⑧介護保険法をはじめとする関係法令等を遵守し、利用者又はその家族の個人情報を含む秘密を保持するとともに、関係機関と共有する必要がある場合においてはあらかじめ同意を得る等適切に取り扱う。
- ⑨地区・地域、職能団体、事業者団体における様々な活動への積極的な参加に努める。
- ⑩地域共生社会の実現を図るため、世田谷区版地域包括ケアシステムを理解し、利用者及びその家族において「8050問題」や「ひきこもり」、「ヤングケアラー」などの既存の制度では対応が難しい複合的課題を把握した場合には、包括的な支援が受けられるよう関係機関と連携する。
- ⑪「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の考え方を理解し、支援ができる。
- ⑫自然災害や感染症の発生時に、世田谷区や介護サービス事業者等と連携して利用者や家族への支援を継続できるよう日ごろから備えている。

参考：ケアマネジメントの質を向上させる意義

引用：「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成26年3月東京都発行）

ケアマネジメントの質を向上させる意義は、介護保険制度が目指す「自立支援」の理念を実現することに尽きる。

すなわち、介護保険制度は、高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としているのであり、そのための制度運用の仕組みとしてケアマネジメントを導入した。

そして、ケアマネジメントとは高齢者が自立した日常生活を営むという目的のために、高齢者の現状や自立した日常生活に向けての希望を十分に把握し、それを踏まえてその人にとって最もふさわしいサービスが利用できるよう支援する仕組みである。

介護支援専門員は、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に対応し、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるようサービス利用を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものである。つまり、ケアマネジメントを動かす介護支援専門員の働き方によって要介護者等の生活は大きな影響を受けるのである。

したがって、介護支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上は、高齢者が自立した日常生活を営むという目的を達成するために常に求められていることである。

3. 「基本方針」を実現するための世田谷区の取組み

「基本方針」を実現するため、第9期計画に基づき、世田谷区において以下の取組みを実施する。

(1) ケアマネジャー向け研修実施、世田谷区の施策等に関する情報提供

ケアマネジャーとしての経験等に即した研修（新任、現任、リーダー研修等）、自立支援・重度化防止、高齢者虐待対応、認知症ケア等に関する研修を福祉人材育成・研修センターに委託して実施するとともに、多様な主体によるケアマネジャー向け研修実施の支援を行う。

また、ケアマネジメントに関する世田谷区の施策や取組みについて、関係団体と連携し、情報提供を行っていく。

(2) 「世田谷区ケアマネジメントの基礎知識」の習得と共有

8領域21ニーズ方式に基づき、ケアマネジャーがケアマネジメントを正しく理解するために必要な基礎知識をまとめ、ケアマネジャー向け研修等で習得及び共有していく。また、制度改正等に対応するため、必要に応じて内容の更新を図っていく。

(3) 主任ケアマネジャーの地区・地域での活動の明確化及び活動に対する支援

主任ケアマネジャーがあんしんすこやかセンターと連携しながら行うケアマネジャー等を支援する活動（研修、相談、意見交換会等）を支援し、ケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上と顔の見える関係づくりを進める。

(4) ケアプラン点検の実施

自立支援に向けた適切なケアプランの作成を支援するため、東京都が作成する「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用し、ケアプラン点検を実施する。

なお、介護給付適正化の計画策定に関する指針（老介発 0912 第1号令和5年9月12日厚生労働省老健局介護保険課長通知）等に基づき、東京都国民健康保険団体連合会より提供されるケアプラン点検において有効性が高いと見込まれる帳票から抽出された被保険者に関するもの及び、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の規定により世田谷区に届け出された厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けたケアプランを主なケアプラン点検の対象として実施し、ケアマネジャーへの助言等による支援を行う。

(5) 多職種連携による介護予防ケアマネジメント研修及び巡回点検等の実施

個々の高齢者が自身のニーズに合った総合事業等のサービスを適切に利用し、自立した生活を続けていくために、あんしんすこやかセンター及び介護予防支援業務の委託先である居宅介護支援事業所並びに介護予防支援事業所の職員向けの研修の実施、あんしんすこやかセンターへの巡回によるケアプランの点検及び助言等などを通じ、自立支援に資するケアマネジメント力の向上に努める。

また、地域ケア会議における個別ケース検討や研修等の実施に当たっては多職種連携を図り、あんしんすこやかセンターが実施する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。

(6) 地域ケア会議における個別事例検討の実施

地区で実施する地域ケア会議において、複合的な課題等によりケアマネジャーだけでは解

決できない事例、地域課題を内在した事例等について、他の職種との連携を図り、多角的な視点から個別ケース検討を実施することにより、ネットワーク構築及びケアマネジメント支援を実施し、ケアマネジメント力の向上を図る。

また、リハビリテーション専門職等の参加による軽度者の個別ケース検討を通して、予後予測、地域の社会資源の活用、社会参加による自立支援等、本人の力を最大限に引き出す介護予防ケアマネジメントを実践し、共有することにより、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていく。

(7) あんしんすこやかセンターにおけるケアマネジメント支援

担当地区のケアマネジャーに対して、そのマネジメント力を高めるために、保健福祉センター保健福祉課及び担当地区の主任ケアマネジャーと連携しながら、各種相談の対応、地域の社会資源等の情報提供、研修会・事例検討会の開催、ケアマネジャー同士のネットワークの構築等の支援を行う。

(8) 在宅医療・介護関係者の情報共有とネットワークづくり支援

切れ目のない医療・介護の提供を図るため、お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」、医師会のICTを用いた連携ツール等の各種ツールの活用、適切なリハビリテーションに関する情報提供、地区連携医事業等を通じて、医療職と介護職の情報共有を支援するとともに、各地区における医療職及び介護職のネットワークづくりを進める。

また、住み慣れた地域で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」と人生の最終段階にどのような医療や介護を望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、区民自らが決定していくACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)について、世田谷区が発行する「在宅療養・ACPガイドブック」を活用するなどして様々な機会を通して周知・普及を図る。

(9) リハビリテーション等のサービスを活用した重度化防止の推進

介護予防・日常生活支援総合事業のリハビリテーション専門職、管理栄養士等により、自立支援・重度化防止のためのアセスメント及び助言を行う「専門職訪問指導」、筋力向上と自己管理方法の習得を目的とする「介護予防筋力アップ教室」を活用し、要支援者の自立支援・重度化防止を図れるよう事業の内容及び活用方法の周知を図る。

また、急性期、回復期、生活期等の医療的リハビリから介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス、介護予防筋力アップ教室など一貫したリハビリテーションに取り組むとともに、それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションの提供に向けて病院、診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリ専門職の連携体制の構築を支援する。

(10) 運営指導、集団指導等の実施

介護保険関係法令等の遵守をはじめ、介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、ケアマネジメントに基づくサービス提供等に関する事項に関する周知徹底を図ることにより、サービスの質の確保と事業者への支援に資するため、運営指導、集団指導等を実施する。

(11) 職能団体、事業者団体との連携・協力

ケアマネジャーの職能団体、介護事業者の団体等により、世田谷区のケアマネジメントの課題に関する議論、ケアマネジメントの質の向上のための研修会等、基本方針に沿った取組みが行われており、世田谷区と情報共有、研修会の開催に際しての世田谷区からの講師派遣等、職能団体等との連携・協力により、世田谷区全体におけるケアマネジメント力の向上を図る。

(12) 人材の確保及び定着支援

ケアマネジメント業務に関する魅力発信、DXによる業務の効率化等による働きやすい職場環境の構築に向けた支援を通じて、ケアマネジメント人材の確保及び定着を推進する。

(13) 基本方針の周知

ケアマネジャーを中心に基本方針を周知するとともに、その内容についての意見等を拝聴しながら取組みの充実を図っていく。